

キララハミングカードポイント付与適用条件書

本条件書は、ハミングカード協同組合が発行するキララハミングカードに、株式会社かづのパワー（以下、「弊社」とします。）がポイントを付与すること等について定めたものです。

【ポイント付与開始期間】2024年4月使用5月の検針分から開始

【対象となるお客様】以下の条件を満たすお客様に対し、弊社が適用する。

2024年4月以降に弊社の対象プラン（下記参照）に新規お申込みいただいた、公共施設を除く個人名義のお客様。

【対象プラン】東北、東京エリアの「かづのの電気低圧電灯」及び「かづのの電気低圧電力」プランとします。

【付与するポイント】上記の条件を満たすお客様に、電気料金110円（消費税込み）につき1ポイントのハミングカードポイントを付与します。

【獲得ポイントの確認方法】電気料金の請求書中に当月の獲得ポイントを記載いたします。

【ポイント付与日】お客様からの電気料金のお支払いを確認した日を起点として、5営業日以内にポイントを付与します。

【ポイントの利用】ハミングカードポイントでの電気料金のお支払いはできません。貯まったポイントは弊社以外の加盟店にてご利用ください。

【ハミングペイの利用】

弊社でハミングペイのご利用はできません。また、ハミングペイのチャージについても、弊社では受け付けておりません。

【ポイントの寄付】ハミングカードポイントが不要なお客様のポイントは、弊社が代わって「寄付ポイント」として貯め、年度ごとに鹿角市内の団体へ寄付いたします。寄付したポイントについては、HPでご報告いたします。

【ハミングカードの新規発行】弊社にてハミングカードの新規発行が可能です。電気契約お申込み時にハミングカードをお持ちでないお客様は、お申し付けください。

【ポイント付与の適用とならない場合】

・電気契約のお申込み時に、ハミングカードの番号をご提示いただけない場合、または新規作成のご依頼がない場合

- ・電気供給開始前に電気契約をキャンセルされた場合
- ・弊社が不正なお申込みと判断した場合

【その他の注意事項】

- ・ポイントを付与するカードは、1地点につき、1枚の登録カードとなります。
- ・1名義で複数地点のご契約を保有されているお客様は、ご契約地点ごとにカードの番号を登録することができます。
- ・電気契約の解約に伴い、ポイント付与も終了します。
- ・本適用条件書によらない条件については、弊社の電気需給約款の規定を適用いたします。
- ・本適用条件書の内容は、予告なく変更することがあります。

【本適用条件書の変更について】本適用条件書に記載の内容は変更する可能性があります。その場合、適用条件は変更後の適用条件書の記載事項によります。本適用条件書の内容を変更する場合は、弊社が適用と判断する方法にて事前に通知いたします。ただし、緊急性がある場合またはやむを得ない場合は事後に通知いたします。

【本件に関するお問合せ】

株式会社かづのパワー

秋田県鹿角市花輪字柳田36番地

T E L 0186-25-8271 / F A X 0186-25-8272

お問合わせフォーム：kp-info@ink.or.jp